

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 4 月 15 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

請求者は水道局が業務委託を行っている事業者において、当該委託業務に従事していたが、障害者に対する合理的配慮を欠いたまま雇い止めに遭った。その直後の 2026 年 4 月、当該事業者は欠員補充ではない実態のない求人をハローワークに掲出した。これは公共インフラを担う委託先として著しく信義則に反する行為である。

請求者は上記事実を水道局に繰り返し通報し、適切な監督を求めたが、担当職員はこれを「民間企業の内部問題」として放置し、契約書に基づく是正勧告等の適切な措置を講じなかった。

地方自治法及び大阪市契約規則に基づき、受託者が法令違反（労働法・障害者差別解消法違反の疑い）を犯している場合、市は調査・指導を行う義務があり、これを放置することは「行政の不作为」にあたる。

公共事業の委託先が「脱法的な求人」や「人権侵害」を行うことは、大阪市の公的信用を著しく失墜させるものであり、そのような企業との契約維持は社会通念上、極めて不当である。

不適切な運営を行う企業に対して支払われている委託料は、適正な業務遂行の対価とは言えず、実質的に公金の過払いが生じていることから、当該委託料が損害となる。

また、公共事業の信頼性低下、フランス大使館への告発を招いたことによる大阪市の国際的なレピュテーション・リスクの増大やこれに伴う将来的な事務的・法的対応コストの発生が非金銭的損害となる。

よって、水道局に対し次の措置を求める。

- ・ 当該事業者の労務実態及び求人活動の適正性について、早急に詳細な調査を命じること。
- ・ 調査の結果、法令違反や不適切な行為が認められた場合、当該社に対し契約解除、又は次期入札における指名停止等の厳正な処分を行うこと。
- ・ 本件の放置に関与した職員の責任を明確にし、再発防止策を策定すること。

第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、社員の雇用や求人に関して不適切な対応をする委託事業者に対する委託料の支出は、適正な業務遂行の対価とは言えず、不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

一般的に、業務委託契約とは、大阪市が業務を相手方に委託し、その業務の対価として金銭を支払う契約をいい、契約相手方が契約書に従って業務を行っているのであれば、大阪市は委託料を支払わなければならない。

この点、事業者において契約不履行に該当する事実や、契約自体が無効となる事実があれば、当該事業者に対する委託料の支払が違法又は不当となる。

しかしながら、請求人が主張する事実は、委託事業者の雇用・人事に関する事実であって、大阪市職員等の財務会計行為等が違法又は不当となる事実の摘示は見受けられない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えない。

以上のことから、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反等にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。